

(案)

原子力災害復興推進チームの設置について

〔平成24年10月16日
復興推進会議決定〕

1. 原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策を総合的に推進するため、復興推進会議に原子力災害復興推進チーム（以下「チーム」という。）を設置する。
2. チームの構成員は、次のとおりとする。ただし、チーム長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

チーム長	内閣官房長官 復興大臣
構成員	経済産業大臣 環境大臣 原発事故の収束及び再発防止担当大臣

3. チームの庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房との連携の下、復興庁において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、チームの運営に関する事項その他必要な事項は、チーム長たる復興大臣が定める。

「原子力災害復興推進チーム」について

参考資料

【設置趣旨】

1. 原子力災害からの福島復興及び再生は、最重要課題。現状、事故当初の危機は脱したものの、依然として、安全な廃炉に向けた中長期対策、放射能汚染に関する安心・安全の確保など、我が国にとって未経験、かつ大きな課題が存在しており、その課題解決を図ることが本格的な復興の前提条件。

2. こうした原発事故・放射線対策は、各責任省庁が担当しているところであるが、復興を加速するためには、政府内の総合調整機能をさらに高め、課題解決の迅速化を図ることが必要。

3. このため、復興推進会議の下に、内閣官房長官と復興大臣をチーム長とし、原子力事故、放射線対策を担当する閣僚をメンバーとする「原子力災害復興推進チーム」を設置し、原子力災害からの復興に向けた対応方針を、閣僚レベルで迅速に調整することとする。

4. 復興庁は、内閣官房と連携して、このチームの方針の下、被災の実態を把握しつつ、関係省庁に必要な要請を行うなど、福島の復興を進める司令塔としての役割を果たす。

【位置づけ】

復興庁

内閣総理大臣、復興大臣

- 大震災、原発事故災害からの復興に関する内閣の事務を助ける
- 関係行政機関の長に対する勧告権 等（復興庁設置法）

復興推進会議（法定）

議長：総理

副議長：復興大臣 議員：全閣僚

<新設>

（復興推進会議決定）

原子力災害復興 推進チーム

- チーム長 : 内閣官房長官、復興大臣
構成員 : 経済産業大臣、環境大臣、
原発事故の収束及び再発防止担当大臣